



平成26年 5 月22日

各 位

上場会社名	エムスリー株式会社 (コード番号：2413 東証一部) (http://corporate.m3.com)
本社所在地	東京都港区赤坂一丁目11番44号 赤坂インターシティ
代表者	代表取締役 谷村 格
問合せ先	取締役 辻 高宏
電話番号	03-6229-8900 (代表)

取締役に対するストックオプションによる報酬支給に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役に対しストックオプション報酬としての新株予約権を支給することにつき承認を求める議案を、平成26年6月18日開催予定の第14回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 当社の取締役の新株予約権に関する報酬等の具体的な算定方法および内容ならびに相当と判断する理由
当社の取締役（社外取締役を除く。）に付与するストックオプション報酬の算定方法（詳細は下記3. 参照）および内容（詳細は下記2. 参照）は、いずれも、会社業績ならびに当社における業務執行の状況および貢献度等を基準としております。また、ストックオプション報酬としての新株予約権は当社の中長期的な業績向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めることおよび株主を重視した経営を一層推進することを目的としており、当該算定方法および内容は相当なものであると考えています。
2. 取締役に対するストックオプション報酬としての新株予約権の具体的内容
当社は、時価型ストックオプション（権利行使時の払込金額を時価を基準として決定するもの）および株式報酬型ストックオプション（権利行使時の払込金額を1株当たり1円とするもの）を、ストックオプション報酬として取締役（社外取締役を除く。）に対し付与します。以下に定める事項は、別段の記載がない限り、時価型ストックオプションとしての新株予約権および株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に共通するものとします。
 - (1) 新株予約権の総数
各事業年度にかかる定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の上限個数は、次のとおりとする。ただし、下記(2)に記載の付与株式数を調整すべき事由が生じた場合には、上限個数を付与株式数の調整に準じて合理的に調整するものとする。
 - ① 時価型ストックオプション 6,000個
 - ② 株式報酬型ストックオプション 3,600個
 - (2) 新株予約権の目的である株式の種類および数
新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、かかる調整は各新株予約権のうち当該時点において権利行使されていない各新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

① 時価型ストックオプション

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株式への無償割当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

② 株式報酬型ストックオプション

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

① 時価型ストックオプション

新株予約権の割当日から割当日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

② 株式報酬型ストックオプション

新株予約権の割当日から割当日後30年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項および細目等を決定する取締役会において定めるものとする。

3. 取締役の報酬等の具体的な算定方法

当社の取締役（社外取締役を除く。）に付与するストックオプションとしての報酬等の額は、割当日における時価型ストックオプションまたは株式報酬型ストックオプションとしての各新株予約権の公正価額に、割当日において在任する取締役に割り当てる時価型ストックオプションまたは株式報酬型ストックオプションとしての各新株予約権の総数をそれぞれ乗じた額とします。各新株予約権の公正価額は、割当日において適用すべき諸条件を元にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定します。

以上